

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

令和5年9月7日（木）

開 会（午前9時00分）

【議 事】

○議案第85号「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり

条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

赤川委員

今回、合理的配慮を事業者側にも要求されるということで、事業者として求められる合理的配慮、この中には市も入ると思うが、具体的にどういったことが想定されるのか。平成30年にこの条例が制定された時に議論をしまして、その時は努力義務だったが、今回はしなければならないとなったので、明確にする必要があると思うのでその点を伺いたい。

一色障害福祉
課長

具体的な事例としては、物理的な障壁があった場合、例えば段差があった場合にはスロープを渡したり、車椅子の方に対しては上げ下げの補助をするなど、そういったことをその方と状況に応じてコミュニケーションをとって解決します。それから、情報面の配慮であれば筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーションができるよ

うなものを備えるということもあるかと思えます。それから、ルールとか慣行を柔軟に変更するという事で、例えば事務手続きで窓口に来ていただいた時に、職員が書類の代読、代筆を行うなど、そういった親切な接客、そういうことも求められると考えています。

赤川委員

筆談ボードは、市役所で市民部だけでなく各窓口に備えられているのか、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者を含めて障害者に対して、そのようなものが用意されているのか。

一色障害福祉
課長

筆談ボードにつきましては、この条例を制定して以降、ほぼ全ての窓口に用意するように障害福祉課でも支援をしました。あとは筆談ボードがなくても、筆談をしますという掲示をしていただくよう各課にお願いをしています。

赤川委員

国から示されていることの中に、電子機器を使った様々な形で障害を乗り越えるためのものが用意されており、そういうものを活用するという事も示されていたが、タブレットなどを用意することは考えているのか。

一色障害福祉
課長

市の全庁的なD Xの試行実験として、障害福祉課の窓口にタブレットを設置して試行しているところです。

赤川委員

そうするとかなり予算的にもかかってくると思うが、これが法律改正されると想定されていたことで、予算編成の最中だと思う。各課から予算があがっていると思うが、来年度それに対応するような予算措置はしているのか。

一色障害福祉
課長

予算措置が全庁的にどうなっているかという情報は承知していません。

赤川委員

福祉部としての予算要求は来年度に向けてやっていないのか。

一色障害福祉
課長

障害福祉課としては、できる部分については必要な予算措置は計画してまいりたいと考えています。

赤川委員

義務規定になったことにより、福祉部として取り組む姿勢を伺いたい。

一色障害福祉
課長

今までも市では条例推進の取り組みを続けてきました。これについては、ほかの市町村を引き合いに出すのも恐縮ですが、他市に負けないような形で取り組みをしてきたという自負があります。例えば、周知、啓発につきましては、市民であったり職員の出前講座ということは、何十回、数千人の単位で実施してきております。それから条例で社会的障壁除去の補助金を設置して取り組みを進めてきたということですので、こ

うした取り組みを引き続き行い、さらに発展できるように取り組んでまいりたいという心構えでいるところでございます。

斎藤委員

事業者に対する配慮はどの程度のことを求めるのか。また、周知の仕方について具体的な方法を伺いたい。

一色障害福祉
課長

事業者の方へのお願いをどうするかということですが、今回努力義務から義務化になったということの周知は必要だと思っておりますので、出前講座に伺う機会があれば直接話をする、それから直接話ができない場合についても、ホームページとチラシ等によって周知を図っていきたいと考えています。事業主の方にも、字面だけではなかなかご理解いただくのは難しいと思いますので、事例も交えて直接話をしたり、そういった機会を増やせるように取り組んでいきたいと思っております。

斎藤委員

事業者に対して、実際に担当する方に対して、出前講座では間に合わないと思うが、それはどのように指導する予定か。

一色障害福祉
課長

事業主だけでなく、雇用されている皆さん全てに深く理解していただくというのは非常に難しいことだとは認識しているところですが、これまでも直接出前講座に行って話をすることはしていますし、事業主だけでなく、例えば商店街に伺うことも始めたりしていますので、なるべく

機会を作って、実際にお店に立たれている方に伝えることができる工夫は考えていきたいと思えます。

赤川委員

周知するのはいいが、内閣府のチラシを見ると、具体的なことは各自治体の担当窓口にお聞きくださいと書いてあるので、事業者から市に問い合わせがくると思う。例えば、問い合わせがくる可能性が高いのは、車いすの方の入店拒否がある。これは条例化する時に聞いたことがあるが、その時は努力義務だった。今回はそうではなくなったということで、そういう具体的な場面を想定して、市に相談がきた時にどう答えるのか。

一色障害福祉
課長

市に問い合わせがきた場合の回答の仕方ということですが、受け付ける窓口としては、障害福祉課以外にも、こども福祉課やこころの健康支援室、それから市役所以外だと、基幹相談支援センター、これは社会福祉協議会ですけど、委託相談支援事業所、これは社会福祉法人ですけど、さぼっと、こみゅーと、所沢どんぐりというところへ指定をお願いしております、今までも窓口として公表しており、そういう窓口には年間で5、6件ほど相談が既にきていました。そういった時には、誤解であったり、行き違いみたいな部分がありますので、まずは丁寧に話を伺って、それから障害福祉課の職員が現地を見に行き、その上で、当事者の話だけではなく、相手の事業主の話も伺うという形で丁寧な対応をしているところです。このまま引き続き、そういった対応を続けていけるよ

うに取り組んでいきたいと思っております。

赤川委員

市としての対応に一貫性を持たせる必要があると思うが、マニュアルまでいかななくても、市として障害福祉課以外の部署も答えなければならないと思う。全庁を挙げて、プロジェクトというか、統一したマニュアル的なものを作る必要があると思うが、何かそういうことは考えているのか。

一色障害福祉
課長

マニュアルの作成は具体的に予定はないですが、現状は国からもマニュアル、事例集が届いていますし、そうしたものを参考にやっているところですが、いろいろな職員が対応できる形が望ましいとは考えておりますので、そうした部分についても視野を広げて情報収集していきたいと思っております。

大庭委員

市がいろいろな対応していることはよく分かったが、周知は事業所だけではなくて、地域の方々、例えば今各地において、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりというような取り組みをしていると思う。そういった時に、地域の方々にもこういう情報の告知を広報して、利用者、そこのお店を使うのは地域の方なので、そのようなことに対応している店だということになると、市がどうのこうのやっても限度があると思う。事業所や各店舗も、この店はそういう方々にも対応している店だ

と宣伝になるように、こういう条例が義務化になったということを地域の福祉活動をしている団体などに告知、宣伝していくと地域の方々からセールスしてくれると思う。ぜひとも、市だけで抱える問題ではないと思うので、地域の方々、行政区いろいろな活動をしている団体があると思うので、自治連合会なんかも含めて、こういった広報をしていくということは、これから必要なことではないか。口コミが一番早いと思う。ぜひともそういう活動をしてもらいたいと思うが、その辺りの考えを伺いたい。

一色障害福祉
課長

現状できている部分と、まだ不十分な部分があると思うので、できている部分というのは、こちらから情報を届けるということは、地域の方々を呼んでいただいて出前講座をかなりの回数やってはいますけれども、これから、委員からご指摘いただいたように、地域の方々が意気に感じていただけるようなことは、まだ足りてない部分もあると思いますので、取り組んでまいりたいと思います。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第85号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第90号「所沢市立キャンパスの指定管理者の指定について」

○議案第91号「所沢市立プロペラの指定管理者の指定について」

○議案第92号「所沢市立はばたきの指定管理者の指定について」

○議案第93号「所沢市立きぼうの園の指定管理者の指定について」

○議案第94号「所沢市立こあふるの指定管理者の指定について」

○議案第95号「所沢市立ゆきわり草の指定管理者の指定について」

川辺委員長

議案第90号から議案第95号までについては、一括議題としてよろしいか。

(委員了承)

【補足説明】 な し

【質 疑】

赤川委員

今回の指定管理者については非公募の団体である。選定委員会の会議録を見ると附帯意見について触れられていて、75点以下の場合に附帯意見を付けるというようになっている。この非公募については選定委員会が開かれているとは思いますが、必要に応じて附帯意見が必要な場合もあると思う。福祉部だけが75点以下を附帯意見の対象としている理由について伺う。

一色障害福祉
課長

75点以下に設定したという部分については、ほかの部との比較ではありませんが、福祉部としては75点以下というのは、1者ですので点

数が低い場合には、選定していいのかということをもより詳しく審議していただく必要があるということから、附帯意見の設定を決めたということとであります。

赤川委員

ほかの部は85点でも附帯意見を付けている。特に非公募だから意見が出た場合は附帯意見を付けるべきで、どれにも付いていない。福祉部の選定委員会の会議録の場合は要点筆記というか、かなり概要になっており、具体的なことは一切載せていないので、我々は知りえないけど、やはり非公募だからなんらか出ていると思う。だから私はほかの部のように、75点以下は低いからというよりは、より良い指定管理をやっていただくという意味で、指摘されたことについては附帯意見を付けるべきだと思っている。これについてはどう考えているか。

一色障害福祉
課長

選定委員会の中でどういう話があったかという、附帯意見だけではなく、参考意見というか、附帯意見にはならないけれども、申し伝えする必要のあるというものについては、ここに書いていくということも審議されたところでございますので、附帯意見については75点以下、それ以外の部分で点数が75点を超えた場合でも気になることは審議をして、しっかり記録をするということが選定委員会の中で話し合いがなされました。

赤川委員

この6件については指摘がなかったと聞いていいのか。

一色障害福祉

そのとおりです。

課長

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第90号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第91号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第92号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第93号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第94号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第95号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第96号「所沢サン・アビリティーズの指定管理者の指定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

中井委員

今回、所沢サン・アビリティーズは公募であったにもかかわらず、他のところから応募がなかったようだが、何か応募がなかった理由は考えられるか。

一色障害福祉

理由については、今のところ特定はできておりません。

課長

【質疑終結】

【意 見】なし

【採 決】

議案第96号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第97号「所沢市立老人福祉センターうしぬま荘等の指定管理者の指定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】

中井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第97号について反対の立場から意見を申し上げます。今回、うしぬま荘及びあづま荘については、直営から指定管理に変更するものでありますので、こちらに反対します。詳細については討論で申し上げます。

大庭委員

自由民主党・無所属の会を代表し、議案第97号について賛成の立場から意見を申し上げます。今回、指定管理に変わるということで、これまでの直営で市が運営するというよりは、指定管理にすることでのサービスの向上、また、利用者にとって指定管理にすることによるメリットを考慮します。そして、今、全部で12ある施設の中で、10施設が指定管理をされていて最後の2つという形で、また、指定管理先もこれまでの実績を踏まえて、私は賛成の立場で意見を申し上げます。

【採 決】

議案第97号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

○議案第98号「所沢市立老人福祉センターさやまがおか荘等の指定管理者の指定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

長谷川委員 指定管理全体に関する質問であるが、委員の選定方法と項目の決め方について伺いたい。

田中福祉総務課長 選定方法についてお答えします。まず、委員構成は外部委員4名と内部委員4名の合計8名で構成しております。選出方法ですが、外部委員のうち、公認会計士と司法書士は企画総務課が各業種の団体からその都度選出しております。内部委員については、福祉部以外については企画総務課が関連する部から選出しております。ほかの外部委員は大学准教授と民生児童委員がおりましたが、社会福祉の分野から適任である方を福祉部で選定してお引き受けいただきました。

溝井高齢者支援課長 指定管理者制度の指定までの経過手続きでございますが、議案資料ナンバー2の12ページ、指定管理者の指定手続経過というものがありまして、まず、令和5年4月10日に第1回所沢市福祉部指定管理者選定委員会を開催し、4月26日から募集要項等の配布を行っております。5月10日に質問事項の受付をしまして、5月19日に業務説明会を実

施しております。その後、5月29日に申請書類の受付をしまして、7月4日に第2回所沢市福祉部指定管理者選定委員会におきまして、申請団体に対するヒアリングを行って、そこで審査等を行っています。最終的に7月20日ですが、第3回所沢市福祉部指定管理者選定委員会におきまして、今回の指定管理者候補者の決定を行ったところでございます。

長谷川委員

指定管理者の審査項目は事前に知ることができるのか。

溝井高齢者支
援課長

募集要項の中で、どのようなものが重点項目なのかということは示しております。

長谷川委員

議案第98号に対してだが、議案資料ナンバー2の11ページ、その他の特記事項に「その他社会貢献の実績があるか」というものがあるが、これが社会福祉法人桑の実会以外が0点になっているパターンが、この後出てくる議案第99号、議案第100号に対してもあるのだが、それに対してどのように考えているのか。

溝井高齢者支
援課長

提案等事業計画書というものを提出いただきまして、その中で社会貢献の部分の記載があるかどうかをもって評価しておりますので、0点となったところにつきましては、そのような記載がなかったということでございます。

長谷川委員

先ほど、事前に審査項目を知ることができるかという質疑に対して、募集要項にある程度記載されているということだったが、この社会貢献の実績が加点されるというのは募集要項には記載されているのか。

溝井高齢者支

援課長

事業計画書の中にこの項目の記載がありますので、書けるようにはなっております。

川辺委員長

長谷川委員の質疑は、指定管理者制度の指定までの経過ではなく、評価表の項目をどのような形で決めているかという内容であったが、その答弁はないのか。

溝井高齢者支

援課長

まず、高齢者支援課の中で何を重点項目に置くかということを決めて、その中で選定委員会で、こういったものを重点項目にしたいということを経て決めていく過程になります。

赤川委員

この度、3者応募で、これまでこの施設を管理してきたA者が変わったということで、このA者は選定項目を熟知しているところである。それがなんで、こういう形になったかという、議案資料ナンバー2の10ページ、評価結果集計表の「1 実施体制」の「② 福祉・医療系有資格者配置の提案はあるか」によるものであり、これが満点の48点。満点というのは、私は初めて見た。先ほどの、うしぬま荘は6点で、A

者は8点である。これが決定的な理由だったと思うが、今回の指定管理予定者は満点を取ったということは、具体的に福祉・医療系のこういった資格をいくつ持っていたのか伺いたい。

溝井高齢者支
援課長

今回、選定候補者の社会福祉法人桑の実会からの提案は、施設長に関して、福祉・医療系の資格を持つものを配置するという提案がありました。そのため、今回このような点数になったものでございます。

赤川委員

それで満点になるのか。そうすると、ほかの事業者と比べた場合、何が違うのか。要するに、ほかの事業者は福祉・医療系の有資格者がいないということか。8点取っている事業者もいるが、その辺りはどうなのか。

溝井高齢者支
援課長

今回の事業計画提案の中には、ほかの事業者からはそのような提案はありませんでした。8点取った事業者につきましては、実際には配置できないけども配慮したいというような記載があったことから8点がついたものです。

赤川委員

福祉・医療系とは具体的にこういった資格なのか。

溝井高齢者支

はっきりとした資格までは明示はされていませんが、福祉系の専門職

援課長

を配置するというような提案がありました。

赤川委員

どういう資格か聞いていないということは、これから応募するところは福祉系の有資格者を配置すれば満点になるということでもいいのか。例えば、社会福祉士だったり介護福祉士だったり、福祉系の資格にもいろいろあると思う。その点はどうなのか。

溝井高齢者支

細かくは選定の中では決めてはいません。今後、老人福祉センターに

援課長

において相談業務に力を入れていきたいという考えがありましたので、できればそういった福祉の資格を持った方を配置してほしいといった思いから、その項目については重点項目として点数の配分を重くしているところです。

赤川委員

福祉の資格はいろいろある。今はどういう資格か分からないということだが、満点をつけているということは、今後もそういう人を配置すれば満点になるという考えでよろしいか。

溝井高齢者支

こちらの評価項目につきましては、常勤の場合には6点の満点、非常

援課長

勤の場合には4点、一時的なものには1点といった点数になっておりますので、これが常勤でなければ点数が変わってくるものと考えます。

粕谷委員 今の関連だが、有資格者ということだが、これは何の資格か確認しないというのは問題ではないのか。それを確認しないで、ただ資格があるからというだけでよろしいのか。

溝井高齢者支援課長 有資格者ということで、今回の指定管理者候補者の議案の議決をいただきましたら、今後その点についても詳しく確認してまいりたいと考えています。

粕谷委員 これは審査をする段階で必要なのではないかという話をしている。先ほど言ったように、福祉系、医療系といってもいろいろ資格はあると思うが、何の資格を持っているのか審査段階で確認しないのか。

溝井高齢者支援課長 ご指摘のとおり確認はしておりません。ただ、提案の中でそういった提案がありましたので、評価項目について点数を付けたということになります。

赤川委員 今の質問に関連するが、今後はきちんと配置するところまでチェックするということか。ただ提案しただけで、配置はしないとすると選定が変わってしまう。

溝井高齢者支援課長 プロポーザル自体が様々な提案の中で、それを総合的に評価するもの

援課長

です。ただ、今回の福祉・医療職の配置については、先ほども答弁したとおり、当課としてはぜひやっていただきたいところでありますので、必ずというかぜひ配置するように協議していきたいと考えております。

【質疑終結】

【意 見】

粕谷委員

議案第98号所沢市立老人福祉センターさやまがおか荘等の指定管理者の指定について意見を申し上げます。評価結果集計表の評価事項にあります「福祉・医療系有資格者配置の提案はあるか」で指定管理者として選定された業者が満点の48点となっていますが、何の資格を有しているかは確認していないとのことです。3者が公募、そして選定しているわけですので、やはり何の資格者を配置するかの確認は必要であります。今後契約するに当たって確認していくということでありますので、賛成ではありますが意見を申し上げます。

【採 決】

議案第98号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第99号「所沢市立新所沢けやき通り老人デイサービスセンター
の指定管理者の指定について」

【補足説明】な し

【質 疑】な し

【意 見】な し

【採 決】

議案第99号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第100号「所沢市老人ホーム亀鶴園の指定管理者の指定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

赤川委員

今まで亀鶴園は非公募だったかと思うが、今回は公募ということで二つの団体が応募してきた。今回は公募にした理由を詳しく伺いたい。

溝井高齢者支援課長

今回、亀鶴園を公募にした理由ですが、指定管理者制度の導入及び運用に関するガイドラインにおきましては、指定管理者は原則公募によるものと定められています。前回のご指摘のとおり、公募ではなく非公募だったのですが、前は指定管理中に併設する老人デイサービスセンターを廃止することが決定しており、指定管理者の変更により、廃止の手続きが混乱することを防ぐため非公募にしたという経緯があります。今回は既にデイサービスセンターが廃止されていて、同様の支障がないことから公募としました。また、過去に非公募にしたほかの理由としては、入所者への影響を懸念して非公募とした状況もありますが、現在は入所者も少なくなり、重症者の方もいないことから、公募による複数の法人からの提案を受けて、選定するメリットの方が大きいと考えたことから公募といたしました。

赤川委員

亀鶴園については、利用者もいろいろと事情のある方もいるということ
とで、それも非公募にした理由であったと思うが、そのあたりは公募に
することで事業者が変わると思うが、利用者の混乱まではないとは思
うが、前との引き継ぎを含めて、混乱なくスムーズにできる提案はされ
たのか。

溝井高齢者支
援課長

ご指摘のとおり、入所者の方は事情のある方が入所されています。そ
の点に関しては十分に配慮し、安心して過ごせられるように丁寧な説明
をしていきたいとします。また、引き継ぎに関しても、新しい事業者
と現在、指定管理している事業者との橋渡しについては、十分に留意し
ながら進めていきたいと考えています。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第100号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第101号「所沢市立老人憩の家さくら荘等の指定管理者の指定について」

○議案第102号「所沢市立老人憩の家とめの里等の指定管理者の指定について」

○議案第103号「所沢市立老人憩の家みかじま荘等の指定管理者の指定について」

川辺委員長

議案第101号、議案第102号及び議案第103号については、関連がありますので、一括議題とし、一括審査としてよろしいか。

(委員了承)

【補足説明】 な し

【質 疑】

中井委員

議案第101号と議案第102号について伺う。指定管理者が公益社団法人所沢市シルバー人材センターになっているが、こちらで働いている方々の平均年齢はどのぐらいか。

溝井高齢者支

その数字は把握していません。

援課長

中井委員

シルバー人材センターということは、65歳以上の方が働いていると

いうことか。

溝井高齢者支

そのとおりです。

援課長

中井委員

75歳以上の後期高齢者の方はいるか。

溝井高齢者支

いるかもしれませんが、明確な答えはできません。

援課長

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第101号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第102号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第103号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第104号「所沢市立老人憩の家ところ荘等の指定管理者の指定
について」

【補足説明】な し

【質 疑】な し

【意 見】な し

【採 決】

議案第104号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩 (午前9時55分)

※説明員交代

再 開 (午前9時57分)

○議案第84号「所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第84号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第105号「所沢市立ひばり児童館の指定管理者の指定について」

○議案第106号「所沢市立つばめ児童館の指定管理者の指定について」

○議案第107号「所沢市立さくら児童館の指定管理者の指定について」

川辺委員長

議案第105号、議案第106号及び議案第107号については、関連がありますので、一括議題とし、一括審査としてよろしいか。

(委員了承)

【補足説明】 な し

【質 疑】

赤川委員

昨日の議案質疑でも指摘されていたが、議案資料ナンバー2の55ページ、指定管理者申請者評価結果集計表について、モニタリングの総括評価やアンケート調査結果ということで、既に指定管理者として実績がある事業者でないと評価点をもらえないが、その実績評価の加点が満点で72点もある。ほぼこれで決まってしまうということがあるが、他の指定管理者の評価項目にはないが、なぜ児童館だけがこういう形で、常に実績があるところしかできないような形になっている。本来の指定管理者の選定においては、行政コストの削減などいろいろプラスになることをやるために公募をしていると思う。これについて、なぜこのような集計表にしているのか伺いたい。

榎本青少年課
長

児童館は一般事業が18歳未満の児童が対象ということで、利用者がおおむね特定されています。それから生活クラブ事業については、利用決定された児童が対象となっておりまして、厚生労働省の運営指針では、地域の実情についての理解を十分に有する事業者が継続的に運営するということが求められています。それから、利用者や地域との結びつきが非常に強い施設ですので、こういった児童館の運営の特性を踏まえまして、選定委員会で実績評価を提案し、承認を得て評価していただきました。

赤川委員

多少はいいと思うが、満点が72点である。今回選定された事業者は64点が加点されており、もう1つの事業者は0点である。ここまで差をつけるという理由が分からない。指定管理者制度が導入されてから、ずっとこの点数なのか。

榎本青少年課
長

実績評価を導入したのは、平成29年度からでありまして、当初は今よりも高い点数で設定していました。年々いろいろと見直しを行いまして、令和5年度については、1,912点中の72点ということで、全体の3.8パーセントという数字にしたものです。こちらについても、選定委員会に提案し、承認を得ているものです。

赤川委員

導入時のスタート段階は何点だったのか。

榎本青少年課
長

当初の点数の資料は持っていないが、令和4年度は1,952点中96点で、全体の4.9パーセントで、令和3年度は全体の5.8パーセントであり、年々見直して点数を減らしている状況であります。

中井委員

今の答弁を聞いていたが、地域とのつながりが強いということで、恐らく指定管理者をころころ変えたくないというところがあるのではないか。この3施設に関して、非公募という選択肢は出てこなかったのか。

榎本青少年課
長

所沢市の指定管理者の導入のガイドラインにおきましては、公募によらない場合というのが、要件がいくつか設定されています。その中で該当しそうなものとしましては、対応の継続性が特に必要な社会福祉施設等で、現受託団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合というものがあります。例えば、障害者の施設のように、利用者の特性が特に配慮が必要であるという場合には、こちらに該当すると考えていましたが、児童館はそこまでは言えないというところで、全体では公募が原則ということになっていますので、原則どおりの公募にしているものです。過去にも指定管理者が変わったというケースもあります。ただ、非公募には近い施設ではあると思いますので、こういった継続性のところを評価するような項目を入れているということです。

中井委員

職員が定着しない時期があったというのを聞いたことがあるが、現在

そのようなことは起きていないか。

榎本青少年課
長

3つの児童館の5年間の職員の定着率が概ね4割程度でして、法人の中ではいろいろ入れ替わりがあったり職員の新陳代謝ということもあると思います。ある一定の職員の入れ替えはあると思いますが、大幅な入れ替えなどはないと思います。全体的には4割程度です。

中井委員

この3つの児童館で定着率の差はあるのか。

榎本青少年課
長

別々の法人ですので、それぞれ多少の差はあります。

中井委員

全体でまとめると4割程度という理解でよいか。

榎本青少年課
長

そのとおりです。

中井委員

児童館は18歳まで利用できるものだと思うが、18歳くらいになると利用する方も少ないという話を聞くが、18歳までの独自の事業はあるか。

榎本青少年課
長

確かに中学生、高校生になりますと、利用の度合いが減ってくるというのがあります。その中でも、例えば中高生専用の時間を設けるような中高生タイムというものや、赤ちゃん触れ合い事業という乳幼児と中学生が触れ合うという事業をやっており、各事業者で工夫をしながら事業をやっておりまして、なるべく中高生の利用を増やすようなことをいろいろ模索しているところです。

大庭委員

指定管理者の選定にあたっては、選定委員会の委員が全会一致で承認しており、それも慎重な審議で進めて間違いないということで、議案の上程をしているということでしょうか。

田中こども政
策課長

そのとおりです。

大庭委員

評価基準に当って、私は各地域の児童館を見学させてもらっているが、地域のその時期に合った祭りであったり、児童館に通っていない子でも受けられるような取り組みをしている児童館があると思うが、これからも地域とのつながりというのは強くしていくという話はあるのか。

榎本青少年課
長

地域のつながりという部分については、各児童館の事業でいろいろ工夫しておりまして、例えば、小学校の時に児童館や生活クラブに通って

いた子が、中学生や高校生になった時に同窓会ということで集まるという活動もしております、そういったところでなるべく地域とのつながりを長く持つといった活動をしているところもあります。

赤川委員

指定管理者申請者評価結果集計表の中のモニタリングの総括評価、利用者アンケート調査結果で、過去5年間において利用者からの指摘、あるいは選定委員会の指摘というものはあったのか。市で把握している範囲でいいので伺いたい。

榎本青少年課
長

アンケートの中で自由記述がありまして、こちらのほうでは指摘ということよりも、児童館をいつも利用させてもらってありがとうございますといった、お褒めの言葉が多かったことを記憶しています。指摘をいただくのは、施設のこの部分が老朽化しているといった改善を希望するご意見をいただいたことは記憶しています。

赤川委員

運営に関わることで、利用者や選定委員会から指摘はなかったということではいいか。

榎本青少年課
長

特にそういった指摘はなかったと記憶しています。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第105号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第106号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第107号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩 (午前10時13分)

※説明員交代

再 開 (午前10時14分)

○議案第108号「所沢市歯科診療所あおぞらの指定管理者の指定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

赤川委員

議案資料ナンバー2の78ページ、指定管理者候補者認定報告書の中で、附帯意見がつけられている。その中で、経営の適正化と、より多くの利用者を受け入れることができる診療体制の整備ということが書かれているが、この意見をつけた理由が知りたい。選定委員会で経営面、あるいは受け入れ体制を指摘されたのか。

河西保健医療

選定委員会の意見を踏まえて、附帯意見をつけさせてもらっています。

課長

附帯意見をつけた理由ですが、当事業については一般診療所では対応が困難な診療を行っておりまして、非常に重要な役割を担っていると考えております。選定委員会におきましても、また利用者からも診療に対しては高い評価をいただいているところです。なので、決してネガティブな意味合いではなく、本事業を安定的に継続して実施していくために、今後の期待も含めまして更なる経営の適正化や質の向上を図っていただきたいということで、附帯意見をつけさせていただきました。具体的には、予防歯科を推進していただくとか、そういった診療の幅を広げていただくことを求めていることとなります。

赤川委員 この辺の改善については、選定委員会で一切指摘はされなかったとい
うことか。

河西保健医療
課長 選定委員会の指摘の中では、診療については高い評価をいただけては
いますが、その中で安定的に継続して実施していくためには、より多く
の利用者を受け入れるといった取り組みが必要だという意見をいただ
き、こういった附帯意見をつけさせていただいています。

赤川委員 人数的なものなのか。それとも受け入れる障害児者の障害の度合いな
のか

河西保健医療
課長 意味合い的には人数的なところでは。

斎藤委員 議案資料ナンバー2の81ページ、指定管理者申請者評価結果集計表
の中の評価事項で、障害者の雇用が0点になっている理由は。

河西保健医療
課長 障害者の雇用がなかったので0点となっております。

斎藤委員 採用できない理由は何かあるのか。

河西保健医療
課長

雇用している方は歯科医師や歯科衛生士ということもあり、特に障害者の方だから雇用していないということではなく、たまたまその機会がなかったということになります。その他に事務員等もいますので、一般社団法人所沢市歯科医師会も雇用していないというわけではありませんので、引き続き雇用には努めていただきたいということは伝えていきたいと思えます。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第108号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休憩（午前10時19分）

※休憩中に協議会を開催

再開（午前10時22分）

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

川辺委員長

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

○審査テーマについて

川辺委員長

当委員会の審査テーマについてお諮りします。当委員会の審査テーマは、子育て支援についてとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし）

川辺委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

○視察について

川辺委員長

子育て支援について、他市の事例を研究するため、10月25日から27日までの間、訪問により視察を行うことでよろしいでしょうか。

（委員了承）

川辺委員長

場所等については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員了承）

散 会（午前10時23分）